

市民後見人養成講座のご案内

しみんこうけんにん

市民後見人とは、市民後見人養成講座等を受講し、成年後見制度に関する知識や技術を身に付けた後、家庭裁判所より成年後見人等として選任された一般市民のことです。市民後見人養成講座を修了した方は、将来的に、市民後見人として活動することがあります。

受講要件 ①～③全てに該当する方

① 25歳以上の方（令和7年9月1日時点）

② 桜川市内在住又は在勤の方

③ 原則、全日程受講可能な方

桜川市マスコットキャラクター

さくらん



日 時 全7日間 9時30分～16時 ※1日目9時15分～16時30分

1日目 10月10日（金）※

5日目 11月7日（金）

2日目 10月17日（金）

6日目 11月13日（木）

3日目 10月23日（木）

7日目 11月20日（木）

4日目 10月31日（金）

場 所 桜川市役所岩瀬庁舎 2階 大会議室 桜川市岩瀬64番地2

講 師 弁護士・司法書士・社会福祉士・社会保険労務士等

内 容 テキストに沿って講義形式で行います。

定 員 10名程度

申込方法 9月26日（金）までに、QRコード・電話・FAXのいずれかの方法によりお申込みください。詳細は裏面をご覧ください。
令和4年度受講された方も申込可能です。

主 催 桜川市（事務局 桜川市保健福祉部高齢福祉課）

TEL:0296-73-4511 直通（土日、祝日除く 8:30～17:15）、FAX:0296-75-4690

令和7年度桜川市成年後見制度利用促進事業

市民後見人養成講座参加申込書

申込日 令和7年 月 日

【参 加 者】

氏 名	郵便番号	住 所	連絡先 (TEL)
		桜川市	自宅： 携帯：

【申 込 方 法】 ①～③いずれかの方法で申込みください。

① QR コード



② 電話 0296-73-4511 (高齢福祉課直通)

③ FAX 0296-75-4690

【申 込 先】

桜川市保健福祉部高齢福祉課 担当 たかまつ さかいり はくた 高 松 ・ 坂 入 ・ 白 田

TEL : 0296-73-4511 (直通) FAX : 0296-75-4690

【申 込 期 限】 令和7年9月26日 (金)